

事務連絡
令和3年7月13日

各都道府県・指定都市教育委員会情報教育担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
板倉 寛

GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等に向けた
夏季休業期間中における取組について

本年4月から全国各地で1人1台端末環境の下での学校におけるICT活用が開始される中、2学期以降、教職員や児童生徒がICTを日常的なツールとして活用できるようにするためには、地方自治体など学校設置者や学校現場において、1学期中におけるICT活用の現状や成果・課題等を確認いただくとともに、「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」（令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知）の別添1「GIGAスクール構想 本格運用時チェックリスト」（以下、「本格運用時チェックリスト」という。）等を活用しながら、夏季休業期間中において集中的に取組を進め、2学期以降に向けた準備を進めていただくことが重要です。

このたび、「本格運用時チェックリスト」の項目を中心に夏季休業期間中に取り組むことが望ましい事項を、「1人1台端末の円滑な利活用に向けた夏季休業期間における準備」のとおりにまとめましたので、これらを参照しながら1人1台端末の利活用の促進に努めていただくようお願いします。

また、文部科学省GIGA StuDX推進チームでは、特設ウェブサイトStuDX StyleやGIGA StuDX メールマガジン等において様々な情報発信を行っていますので、こちらもご参照頂くようお願いします。

なお、端末納品など整備が未だ完了していない地方自治体等においては、国が委嘱しているICT活用教育アドバイザーの支援を得ることや、GIGAスクールサポーターを積極的

に活用するなどして、早期の整備完了や運用開始に向けて最大限努力をするとともに、そうした自治体が域内にある都道府県においては、積極的に助言・支援に努めていただくようお願いいたします。

以上について、各都道府県教育委員会担当課長におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会担当課長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
情報教育推進係

TEL : 03-5253-4111（内線 2090）

E-mail : jogai@mext.go.jp

1人1台端末の円滑な利活用に向けた夏季休業期間における準備

(1) 教職員研修

- ・ 夏季休業期間中に、1人1台端末の利活用の意義や方法、留意点等について理解を深められるよう、教職員研修を実施するなどして、各教職員が端末に触れる環境を作り出すこと。都道府県教育委員会においては、域内市区町村教育委員会等における教職員研修が行われ、当該都道府県内の各教職員が適切な研修を受講できるよう研修の実施、助言・支援等に努めること。
- ・ 研修の実施に当たっては、特設ウェブサイト「StuDX Style」(<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>)、「GIGA StuDX メールマガジン」(<https://www.mext.go.jp/magazine/index.htm#005>)や独立行政法人教職員支援機構等における情報を参照すること。

<本格運用時チェックリスト (D) 研修・周知>

- ① 1人1台端末とクラウドを活用した新たな学びの目指す目標、端末等の管理運用などについて、管理職向けの研修を行っているか
- ② 授業等での活用、端末等の管理運用に関する教職員向けの研修を計画的に行っているか
- ③ 端末等の操作や活用について、教師自身、又は教師間で学ぶことができる研修用の材料や情報を提供しているか

(2) 夏季休業期間中の端末の持ち帰りを検討する際のポイント

- ・ 夏季休業期間中の ICT 端末の家庭への持ち帰りを検討する際には、ICT 端末を活用した課題（生活の記録、日記、自由研究等）の検討や、児童生徒への事前指導や端末を扱う際のルール設定と教職員・保護者・児童生徒との共有等の準備を行うとともに、丁寧な説明により保護者や地域の十分な理解を得られるよう努めることなど、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと。
なお、課題の設定に当たっては、「子供の学び応援サイト」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
等の情報を参照すること。
- ・ その際、「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について」（令和 3 年 3 月 1 2 日文部科学省初等中等教育局長通知）の別添 2 「ICT の活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」及び別添 3 「1 人 1 台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」を参照すること。
- ・ 夏季休業期間に、オンライン登校日や緊急時の自宅等でのオンライン学習を想定した試行を行うことや、説明会や端末利用の体験会等の保護者や地域の理解や協力を促進する工夫をすること。
- ・ 通信環境が整っていない家庭の児童生徒に対し、ルータ等の貸出しに必要な整備のための補助として実施している「家庭学習のための通信機器整備支援事業」を活用すること。

<本格運用時チェックリスト (A) 管理・運用の基本>

- ⑦ 端末等を家庭に持ち帰るときのルールを明確に作成し、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか
- ⑧ 端末等を家庭に持ち帰るとき、通信環境が整っていない家庭に対する具体的な対策を講じているか（ルータの貸与、家庭での Wi-Fi 利用に関する支援等）

(3) 「本格運用時のチェックリスト」のうち、特に早急に取り 組むべきこと

- ・ 共同作業等において円滑にクラウドサービスを利用できるよう、1人1アカウントを、パスワードとともに児童生徒に発行・配布すること。

〔 <本格運用時チェックリスト (B) クラウド利用> 〕

- ③ 1人1アカウント (ID) の命名規則を定め、発行し、パスワードとともに児童生徒に配布しているか

- ・ インターネットとの円滑な接続環境を確保するため、民間事業者等の協力を得て、校内／外の通信環境に関する事前評価 (アセスメント) を早期に実施して、課題に応じて必要な改善策を講じるなど、十分な帯域を確保するとともに安心安全な利用環境を速やかに整えること。

その際、「GIGA スクール構想の実現に向けた通信ネットワークの円滑な運用確保に係る対応について」(令和3年3月12日文部科学省初等中等教育局長通知) を参照すること。

〔 <本格運用時チェックリスト (B) クラウド利用> 〕

- ⑥ 複数クラスの児童生徒が同時活用しても、学校からインターネットへの接続に支障はないか

GIGA スクール構想 本格運用時チェックリスト

1人1台端末の運用を円滑に行っていただくために学校設置者等に求められるタスクの整理ができるよう、チェックリストを用意しました。1人1台端末の本格運用に向けてご活用ください。

1人1台端末の円滑な運用に向けては、次にあげる「管理・運用の基本」、「クラウド利用」、「ICTの活用」、「研修・周知」、「組織・支援体制」のポイントについて確認しておくことが重要です。

- ・ GIGA スクール構想で整備する端末の管理台帳を整えること、問合せ先、管理・運用上のルールを明確に示しておくことが重要です。**(管理・運用の基本)**
- ・ 共同作業等において円滑にクラウドサービスを利用できるよう、アカウント(ID)の発行・配布、十分な帯域を有するネットワークの整備等が重要です。**(クラウド利用)**
- ・ 学校等において、ICT 端末とインターネットが効果的かつ安全・安心に活用されるよう準備することが重要です。**(ICT の利用)**
- ・ 1人1台端末を活用することの意義やその方法・留意点等について、教職員への研修や家庭・保護者等への情報提供を十分に行うことが重要です。**(研修・周知)**
- ・ 学校や教師が孤立しないよう、学校設置者等による、1人1台端末の活用を含む教育の情報化を推進するための組織・支援体制が構築できているか、確認しておくことが重要です。**(組織・支援体制)**

これらの5つの観点から、学校設置者として取り組むことが望ましい具体的な事項を、チェックリストとして次ページ以降に用意しました。

<チェックリスト詳細>

(A) 管理・運用の基本

| | |
|---|--------------------------|
| <p>① <u>端末の管理台帳を作成し、学校設置者や学校と担当事業者で共有しているか</u> (端末管理番号, シリアル番号, 端末貼付ラベル番号, 児童生徒名などの対応表 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>② <u>端末やアカウント (ID) の管理・運用の手順と役割分担を明文化しているか</u> (卒入学, 進級, 転出入, 教職員の異動などに伴うアカウントやデータの取扱い 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>③ <u>端末の管理方法、トラブルに関する問合せ先・相談先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか</u> (管理方法, トラブルシューティングのヘルプデスク, コールセンター 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>④ <u>故障、破損、紛失、盗難時等の対応手順、連絡先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか</u> (修理, 代替機, 補償の考え方 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑤ <u>貸与された端末等を児童生徒が大切に扱うためのルールを明確に作成し、保護者・児童生徒に共有されているか</u> (落とさない, 濡らさない, インターネット上に個人情報を載せない, 人の写真のみだりにとらない, 保管方法 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑥ <u>セキュリティ問題やネット利用に関するトラブルが発生した際の問合せ先、相談先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか</u> (情報漏洩, ネットいじめ等が発生した場合の対応フロー (スクールロイヤーとの連携, 相談先のリストアップ) 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑦ <u>端末等を家庭に持ち帰るときのルールを明確に作成し、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか</u> (充電の扱い, 使用時間, 保護者への確認書, アプリのインストール・アンインストールをしないこと 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑧ <u>端末等を家庭に持ち帰るとき、通信環境が整っていない家庭に対する具体的な対策を講じているか</u> (ルータの貸与, 家庭での Wi-Fi 利用に関する支援 等)</p> | <input type="checkbox"/> |

(B) クラウド利用

| | |
|---|--------------------------|
| ① <u>クラウドサービスを利用する計画になっているか</u> (教師・児童生徒等でのファイルの共有、共同作業、システム管理の省力化等を行う 等) | <input type="checkbox"/> |
| ② <u>セキュリティポリシーや個人情報の取扱いなどが、クラウドサービスの利用に適したものになっているか</u> (セキュリティポリシー改訂の必要性の検討、個人情報保護審議会との調整 等) | <input type="checkbox"/> |
| ③ <u>1人1アカウント (ID) の命名規則を定め、発行し、パスワードとともに児童生徒に配付しているか</u> (低学年でも入力可能な命名規則になっているか、アカウント用個人カードの作成 等) | <input type="checkbox"/> |
| ④ <u>アカウント (ID) の意味と活用方法、注意点を、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか</u> (アカウント用個人カードに注意点を記載する、アカウント配布時の説明資料の用意 等) | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ <u>セキュリティ機器や無線アクセスポイントなどのネットワーク機器を、端末の円滑な活用を妨げることがないように導入・設定しているか</u> (アクセスポイントが多数の端末が接続できる機器や設定になっているかの確認、校内無線 LAN の接続状況 (電波干渉の有無など) の確認 等) | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ <u>複数クラスの児童生徒が同時活用しても、学校からインターネットへの接続に支障はないか</u> (現実的な帯域が確保されているか (目安: 同時接続率を考慮し、1台当たり2Mbps 程度の通信速度) 等) | <input type="checkbox"/> |

(C) ICT の活用

| | |
|--|--------------------------|
| ① <u>将来的な ICT の活用イメージを教職員に示しているか</u> (教科等横断的な情報活用能力の育成、各教科等での活用のイメージ 等) | <input type="checkbox"/> |
| ② <u>活用初期段階での具体的な活用事例を、教職員に示しているか</u> (朝の会・休み時間・放課後など、授業時間外での活用も含む) | <input type="checkbox"/> |
| ③ <u>ネットワーク等の特性を理解し、危険な行動、他人に迷惑をかける行動をしないよう児童生徒に注意を促す機会を設けているか</u> (情報モラル教育の充実 等) | <input type="checkbox"/> |

| | |
|---|--------------------------|
| <p>④ <u>連絡手段や健康観察、相談窓口としての利用など、1人1台の有効性を踏まえた多様な活用方法を推進しているか</u> (授業時間外での活用、セーフティーネットとしての活用 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑤ <u>簡易な端末利用ガイドや活用支援に関するウェブサイト、詳細なマニュアルが、必要などきに参照できるように整備しているか</u> (教職員、保護者のみならず、児童生徒自身が使い方を学ぶことができる手立てがとられていることも重要)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑥ <u>不測の事態の発生時においても授業への影響を最小限にするために、対応策を想定しておくことが教職員に共有されているか</u> (一部の端末が使えなくなった場合の予備機の貸出し手順、クラウドやネットワーク障害が生じた場合の問合せ先や対処の手順を教職員にわかるように示してあるか等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑦ <u>ICTを活用した学びの幅を制限することなく、さらに、安心・安全が確保できるように機能制限やフィルタリングなどの手段を適切に講じているか</u> (標準仕様書の内容を基本とした、クラウドサービスを活用できる設定であるか 等)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑧ <u>児童生徒の健康面に配慮した活用方針を定め、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか</u> (目と端末の距離を30cm以上離すこと、30分に1回は20秒以上目を休めること、就寝1時間前からはICT機器の利用を控えること 等) ※ 詳細については別添2「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」を参照してください。</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑨ <u>ICTの活用により著作物の公衆送信(インターネットを介した送信等)を行うにあたり適用される授業目的公衆送信補償金制度など著作権処理への対応はされているか</u> (参考：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 https://sartras.or.jp/)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑩ <u>1人1台端末の活用に向けて、十分な電源容量を確保しているか</u> (輪番充電(時間差をおいて充電する仕組み)なども含む)</p> | <input type="checkbox"/> |
| <p>⑪ <u>端末の活用に特別な支援が必要な児童生徒への支援機器を整備しているか</u> (音声入力装置、ボタンマウス等の支援機器)</p> | <input type="checkbox"/> |

(D) 研修・周知

| | |
|--|--------------------------|
| ① <u>1人1台端末とクラウドを活用した新たな学びの目指す目標、端末等の管理運用などについて、管理職向けの研修を行っているか</u> (理念等だけでなく、管理職向けの体験研修を実施しているか 等) | <input type="checkbox"/> |
| ② <u>授業等での活用、端末等の管理運用に関する教職員向けの研修を計画的に行っているか</u> (導入研修、活用研修の年間計画が立てられているか 等) | <input type="checkbox"/> |
| ③ <u>端末等の操作や活用について、教師自身、または教師間で学ぶことができる研修用の材料や情報を提供しているか</u> (学校設置者が行う研修会以外に、多様な研修機会の創出、コミュニティツールを活用した教師間での情報交換 等) | <input type="checkbox"/> |
| ④ <u>児童生徒に対する端末の取扱いや情報モラル教育に関する研修が行われているか</u> (ネット上のトラブル等に詳しい外部講師の活用、教材の提供 等) | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ <u>1人1台端末の活用目的や家庭にお願いしたい協力事項等を伝えるための保護者向け資料を作成し、提供しているか</u> (別添3「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」、参考資料「1人1台端末の活用等に関する説明資料例」を参照) | <input type="checkbox"/> |

(E) 組織・支援体制

| | |
|--|--------------------------|
| ① <u>自治体（学校設置者）内に教育の情報化の担当者を配置しているか</u> (担当者、担当部局が明確になっているか 等) | <input type="checkbox"/> |
| ② <u>自治体（学校設置者）内に、教育の情報化を推進する組織・体制があるか</u> (学校設置者、校長会、有識者等で構成された教育の情報化を推進する委員会等が設置されているか 等) | <input type="checkbox"/> |
| ③ <u>自治体（学校設置者）として、各学校の情報担当者が連携する組織・委員会等があるか</u> (学校相互及び学校と教育委員会間の情報の共有、企画立案、課題の洗い出し・検討を行う 等) | <input type="checkbox"/> |

④ **自治体（学校設置者）として、各学校の環境整備・活用の状況や課題の把握と、その対応策等を整理、共有する機会が設けられているか**

（実態調査等の結果を分析し、学校設置者の定例会や、総合教育会議等で、各校の取組状況を報告・共有すること 等）



各学校設置者において、検討・準備が必要な項目がある場合には、「ICT 活用教育アドバイザー」を積極的に活用し、1人1台端末下での学習環境の整備に遺漏なく取り組んでください。

※ 「ICT 活用教育アドバイザー」

学校設置者からの依頼・相談に基づいて、アドバイザー（大学、学校設置者、民間企業等の有識者）がリモートや訪問により、助言・支援を行わせていただくもの

< **ICT 活用教育アドバイザー 派遣申請サイト** (<https://www.gigaoetc.jp/ictedu/s/>) >

この文書の作成にあたり、ご助言をいただいた有識者の皆様（五十音順・敬称略）

| | |
|------|---------------------------------|
| 片山敏郎 | 新潟市教育委員会 学校支援課 副参事・指導主事 |
| 木田 博 | 鹿児島県総合教育センター 情報教育研修課 情報教育研修係長 |
| 長坂亮介 | 喬木村役場 教育委員会事務局 子ども教育係 教育 CIO 補佐 |
| 西田光昭 | 柏市教育委員会 教育研究専門アドバイザー |
| 東原義訓 | 国立大学法人信州大学 名誉教授・特任教授 |
| 水谷年孝 | 春日井市立高森台中学校 校長 |
| 毛利 靖 | つくば市立みどりの学園義務教育学校 校長 |

ICTの活用にあたっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項

利用時の目と画面との距離・定期的な休憩・明るさの調整等

- ・ 端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を30cm以上離すようにすること（目と画面の距離は長ければ長い方がよい）。
- ・ 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して、遠くを見るなどして目を休めることとし、端末を見続ける一度の学習活動が長くならないようにすること。
- ・ 画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度や明るさを調整すること。
- ・ 部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整すること（一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げる）。
- ・ 睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなることから、就寝1時間前からはICT機器の利用を控えるようにすること。このため、教師が家庭学習を課す際にも、平日夜に長時間のICT機器利用につながることとならないよう、家庭学習の課し方に工夫・配慮すること。

意識の醸成、リテラシーの習得

- ・ 健康に関する意識を醸成するため、「健康面に留意する」という視点を、まずは教師が理解し、授業等における指導によって児童生徒に伝えるとともに、保護者にも適切に説明をすることによって、児童生徒がICT機器を使用するにあたっての配慮を、学校と家庭が協働して行うこと。
- ・ 児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、時間を決めてできるだけ遠くを見て目を休めたり、目が乾かないよう意識的に時々まばたきをしたりするなど、リテラシーとして習得するようにすること。

状況把握、最新の情報への注視等

- ・ 心身への影響が生じないよう、日常観察や学校健診等を通して、学校医とも連携の上、児童生徒の状況を確認するよう努めること。必要に応じて、睡眠時間の変化、眼精疲労（注）、ドライアイや視力低下の有無やその程度など心身の状況について、児童生徒にアンケート調査を行うことも検討すること。その際、家庭でのICT機器使用状況についても併せて調査を行い、過度の使用がないか児童生徒自身が確認することも考えられること。

(注) 一般には、目の疲れが寝ても治らなかつたり、肩こり・頭痛等の症状が見られたりするが、児童生徒の年齢が低いほど、このような症状を訴えられない場合が多い。このため、児童生徒のまばたきが増えたり、文字がぼやけて見づらい様子が見られたりしないかどうか、教師が注意して観察することも必要である。なお、ICT 機器の強い光が苦手な体質の人いることを念頭に置いて、必要に応じた配慮をすること。

- ・ 詳細について科学的に解明されていない事項（視力低下のメカニズムや、屋外活動との関係、夜間のブルーライトの影響など）もあり、文部科学省においても最新の科学的知見が得られれば随時情報提供したいと考えていることから、学校やその設置者においてはこうした情報にも注視を続けること。

1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

(基本的な考え方)

- GIGA スクール構想で整備された1人1台端末を積極的に活用していく観点から、児童生徒が安心・安全に端末を使用できるようにするため、別添「GIGA スクール構想 本格運用時チェックリスト」を参照しながら、学校設置者や学校現場において事前に十分な準備等を行うことが必要である。
- その際特に、児童生徒に対し、安心・安全に利用するための使用ルールなどを指導するだけでなく、保護者や地域の方々など関係者にも理解と協力を得ながら、児童生徒が安心・安全に端末を利用できる環境を整えることが重要である。
- このため、保護者等との間で事前に確認し、共通理解を図っておくことが望ましい主なポイントを下記の通り整理したので参照願いたい(内容に応じて、児童生徒本人に対しても確認・指導されたい)。

1. 児童生徒が端末を扱う際のルール
2. 健康面への配慮
3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方
4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

- また、学校設置者等において、上記ポイントだけでなく、それぞれの学校や家庭、地域の実情等を踏まえて対応することができるよう、1人1台端末環境の本格運用に向けて保護者等との事前確認や共通理解を図るためのパンフレットやリーフレットを作成している先行自治体の取組を参考資料としてまとめたので、参照願いたい。

記

1. 児童生徒が端末を扱う際のルール

各学校や各学校設置者において端末を扱う際のルールについてどのような目的や趣旨で定めたかを説明するとともに、その目的や趣旨を各家庭においても踏まえて使用していただきたいこと。

(ご家庭と共有するルールの例)

- 使用時間を守る
- 端末・アカウント (ID)・パスワードを適切に取り扱うこと
(例：第三者に端末を貸さない、第三者にアカウント (ID)・パスワードを教えない 等)
- 不適切なサイトにアクセスしない
- インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない
- 充電は学校や学校設置者が定めたルール以外の方法を行わない
- アプリケーションの追加／削除、設定の変更は、学校設置者・学校の指示に沿って行う
- 端末を使うときは、落としたり、ぬらしたりしないように注意する
- 学習に関係のない目的では使わない
等

2. 健康面への配慮

学校・家庭での利用を通じて、子供たちの健康影響に配慮しながら使うことが重要であること。

(学校内・外を問わずに ICT 機器全般の利用機会が広がることを見込まれることから、家庭においても、利用時間等のルールを定めることなども有効)

(ご家庭における配慮の例)

- 端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を 30cm 以上離す (目と画面の距離は長ければ長い方がよい)
- 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は、20 秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休める

- 端末を見続ける一度の学習活動が長くならないようにする
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整する
- 部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整する（一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げるのが推奨される）
- 就寝 1 時間前からは ICT 機器の利用を控える
（睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され、寝つきが悪くなるため）
- これらの留意点について、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、時間を決めてできるだけ遠くを見て目を休めたり、目が乾かないよう意識的に時々まばたきをしたりするなど、リテラシーとして習得する
等

3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要であること。

（留意点の例）

- 本人の許可を得ることなく写真を撮ったり、録音・録画したりしない
- 児童生徒が自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）を、誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込まない
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることを、ネット上に書き込まない
等

4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

端末の利用に関する問合せ先や、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブル等が発生した場合の対応手順や連絡先を、家庭・保護者と学校・学校設置者の間で共有しておくことが重要であること。

（了）